

健康食品被害の実態とその対策

～適切な医療を受ける機会を失わせてよいのか～

健康志向の高まりを受け、健康志向食品市場は1兆円を超えるとも言われています。

その一方で、健康食品の中には、医薬品的な効能効果を標榜するなど、本来薬事法で規制されるべき対象のものが食品として流通し、消費者に正しい医療を受ける機会を失わせ、疾病を悪化させるなどの危害を生じさせるものも現れ、また、医薬品のように厳格な審査を経て流通しないために、摂取によって健康被害を生じるものも出ています。

健康増進法により、特定保健用食品、特別用途食品が定められていますが、特定保健用食品の許可を得ていた「エコナ」に発がん性物質に変わる懸念のある物質が多く含まれていることが判明して問題になった事件も記憶に新しいところです。

そこで、国民生活センターの相談員から健康食品に関する相談事例を紹介していただき、「健康食品の表示に関する検討会」の検討内容を同検討会の委員から報告を受けるとともに、心理学者の立場から健康食品を購入する消費者の心理の解説を聞き、さらに、健康食品による被害者等からの報告を聞いて、健康食品の上記のような危険性や実際の被害実態について認識を深め、どのような対策が必要なのかを考えたいと思います。

日 時 : 11月8日(月) 18:30~20:30

パネリスト :

弁護士・消費者庁「健康食品の表示に関する検討会」委員

中下裕子氏

静岡県立大学准教授

西田公昭氏

独立行政法人国民生活センター 相談部危害情報室 主任相談員

小坂潤子氏

コーディネーター : 五十嵐 潤(弁護士・二弁会員)

会 場 : 弁護士会館3階301会議室 (100人まで入場可能)

主 催 第二東京弁護士会
問合せ先 第二東京弁護士会人権課 TEL : 03-3581-2257